

特定農林水産物等登録簿

登録番号	第156号	登録年月日	令和6年8月27日
申請番号	第183号	申請年月日	平成30年8月3日
特定農林水産物等の区分	第1類 農産物類 果実類 (パイナップル)		
特定農林水産物等の名称	フアイムン・パイナップル、フアイモン・パイナップル、パイナップル・フアイムン、パイナップル・フアイモン、สับปะรดห้วยมุ่น、Pineapple Huaymun		
特定農林水産物等の生産地	タイ王国ウッタラディット県ナムパート郡フアイムン地区、ナムパイ地区一帯		
特定農林水産物等の特性	フアイムン・パイナップル、フアイモン・パイナップル、パイナップル・フアイムン、パイナップル・フアイモン、สับปะรดห้วยมุ่น、Pineapple Huaymun (以下、「フアイムン・パイナップル」という) は、他の産地の一般的なスムースカイエン種のパイナップルに比して、糖度が高く (「フアイムン・パイナップル」の Brix 糖度は12度以上であることを要件とする)、甘みが強く食味のよいスムースカイエン種のパイナップルである。 生産地域内で生産される「フアイムン・パイナップル」の特性は、同地域内で栽培されたパイナップルを株分けした苗から生産を繰り返して行っていることに由来する。 なお、申請者は構成員一丸となって生産地域内の「フアイムン・パイナップル」の育成とブランド維持に努めており、申請産品以外が「フアイムン・パイナップル」と同一・類似の名称の商品として生産されている状況は確認されない。		
特定農林水産物等の生産の方法	(1) 品種及び栽培方法 生産地内で栽培された「フアイムン・パイナップル」(スムースカイエン種) の株分け苗を用い、生産地内で栽培する。 (2) 出荷規格 Brix 糖度12度以上とする。 (3) 最終製品としての形態 「フアイムン・パイナップル」の最終製品としての形態は、果実 (パイナップル) である。		
特定農林水産物等の特性がその生産地に主として帰せられる	生産地域は、ラオスとの国境に位置し、両国の間には自然の境界線としてルアンパバーン山脈がある。土地の多くは丘陵地、小さな山が散在し、水流の沈殿物または水によって高い地		

ものであることの理由	域から流されてきた土で、砂が混じり、水はけが良い。砂壤土で水はけがよいこと、平均気温が 27 度と穏やかな気候であること、という生産地域の特性は、パイナップルの生産に適しており、同地で生産されたパイナップルは、甘みが強い特徴を有している。同じ品種のパイナップルを他の地域で生育させても、甘みは本生産地域のものとは異なるものとなる。 1970 年代に生産地域内に持ち込まれたスムースカイエン種から派生した株のみをもって栽培を行うことについて徹底的に管理した結果、生産地独自の甘みを有する果実の栽培に成功した。
特定農林水産物等の特性が確立したものであることの理由	50 年ほど前にタイ国内の他県から持ち込まれた 9 つのスムースカイエン種 (Smooth cayenne) の苗を生産地域内で栽培し、同苗を元に株分け・栽培を継続した結果、糖度の高いパイナップルの育成に成功した。生産地域内の生産者が一丸となって、地域内の苗に限定して生産を行う生産管理を行った結果、「ファイムン・パイナップル」はタイ国内においても甘みの強いパイナップルとして評価されるに至り、国内のメディアにてたびたび紹介されるに至っている。現在では一般的な同種のパイナップルに比して価格は 2 割から 5 割ほど高い価格で販売されている。
規則第 5 条第 2 項各号に掲げる事項	法第13条第 1 項第 4 号ロ該当の有無：無 商標権者の氏名又は名称：－ 登録商標：－ 指定商品又は指定役務：－ 商標登録の登録番号：－ 商標権の設定の登録及び存続期間の満了の年月日（当該商標権の存続期間の更新登録があったときは、当該商標権の存続期間の更新登録及びその存続期間の満了の年月日を含む。） ：－ 専用使用権者の氏名又は名称：－ 商標権者等の承諾の年月日：－
登録生産者団体の名称及び住所並びに代表者の氏名	ウィサーハギットシュムション プーパリット サップロット ファイムン クロップウォンジョーン タイ王国 ウッタラディット県 53110 ナムパート郡ファイムン地区 2 丁目111/40番地 共同体リーダー ティダーラット ソイチャンダー
備考	